

包装リースだより ②9

株式会社日本包装リースは、日本包装機械工業会の会員が出資して設立した包装機械・関連機械の専門リース会社です

お問合せ先：営業企画室 電話 03-6222-2261 <http://www.jpml.jp/>

でんさいネット

手形・振込に代わる新たな決済手段として、本年2月18日より、電子記録債権「でんさい」の取扱がスタートしています。※でんさいネット(株)全銀電子債権ネットワーク

特に、手形債権が抱える課題(作成・交付(印紙税負担含む)・保管コ

スト、紛失・盗難リスクなど)を克服した制度であり、手形における「裏書」「割引」「不渡」機能を兼ね備えています

弊社でも既に金融機関にて利用登録しており、サプライヤー様への購入代金の支払やユーザ様からのリース料等のご入金に際して、ご希望のある場合は取扱が可能になっております。ただし、その場合は、お客様においても、取引金融機関を通じて「でんさいネット」に登録する必要があります。

本制度は、08年12月の電子記録債権法に基づき、スタートしましたが、まだ本格普及されていませんので、お気軽に弊社営業窓口までお問合せ下さい。

リース取引にかかる消費税改正について

現行5%の消費税率は、平成26年4月1日に8%に、27年10月1日に10%に引き上げることとされました。

リース取引の場合、現在の通常のリース(所有権移転外リース)は、法

人税法上の取扱が「売買」になったことから、リース物件の引渡日(リース開始日)時点の消費税率が適用され、同税率がリース期間中継続します。

【例】

①平成26年3月31日までにリース開始(検収)となるリース契約は現行税率5%適用

②平成26年4月1日にリース開始(検収)となるリース契約は新税率8%適用

また、平成20年3月31日までに契約した所有権移転外リース(旧リース契約)とオペレーティングリースについては、法人税法上「資産の貸付」とされていますので、本来は、貸付月における消費税率が適用になり、平成26年4月分以降のリース料は8%に、27年10月分以降のリース料は10%になります。

ただし、旧リース契約の場合は、ほとんどの契約がフルペイアウトなので経過措置の要件を満たしますので、引き続き、現行の5%の税率が適用されます。